

＼2月は／

# 猫の正しい飼い方 推進月間

ID 1005582

だニヤン！

2月は「猫の正しい飼い方推進月間」です。  
愛猫が地域社会で幸せに暮らせるよう、飼い  
主がルールを守って飼育しましょう。  
問 生活衛生課 ☎ (626) 1108



## 猫の飼い方 5 つのルール



### 猫は室内で飼いましょう

屋外は、交通事故やけがなど、危険がたくさんあります。外に出すと、猫のいたずらやふん尿で近隣住民に迷惑を掛けすることがあります。迷子になった際、家に帰れるよう、迷子札やマイクロチップを装着しましょう。



### 飼い主の「もしも」に備えましょう

突然の入院や病気、結婚・就職などのライフスタイルの変化などで、ペットの世話ができなくなることがあります。親族や友人、ペットホテルなど、いざという時の預け先や譲渡先を見つけておきましょう。終生飼育が難しいなら、飼わないという決断も必要です。



### 野良猫はルールを守って 世話しましょう

「かわいそうだから」と餌をあげると、「飼い主としての責任」が生じます。餌をあげると猫が居つき、子猫を産んで数が増えます。不妊去勢手術をし、猫によるふん尿や庭荒らしなどで近所に迷惑を掛けないよう、ふん尿の始末をする、餌を置きっぱなしにしないなどのルールを守って、猫が地域で共生できるよう世話をしましょう。



### 最期まで世話できる数だけ飼いましょう

不妊去勢手術を行い、むやみに繁殖させないようにしましょう。

自分が飼えないときは、新しい飼い主を探すなど、生まれてきた命に責任を持ち、最期まで大切に飼いましょう。



### 災害時、ペットも一緒に避難できます

市内のすべての避難所で、ペットの同行避難が可能です。猫は脱走防止を図った上で、キャリーケージに入れて避難してください。5日分以上の餌、水、ペットシーツなどを持参してください。ただし、ペットは、人の避難場所とは別の場所で過ごします。



### 「宮ねこ講座」を開催します

猫の習性や特徴を知り、人と猫が快適に暮らせる環境を目指しましょう。野良猫との正しい関わり方についても学んでみませんか。

▼日時 2月20日(金)午後2時～3時30分。

▼会場 保健所(竹林町)。

▼内容 稲見裕之さん(獣医師)による講話。

▼対象 市内在住か通勤通学者。

▼定員 先着20人。

▼申込期間 2月4～16日午後5時。

▼申込方法 直接または電話で、生活衛生課(保健所内)へ。

